24 日 獣 発 第 54 号
平成 24 年 5 月 25 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　　山　根　義　久
（公印及び契印の押印は省略）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内に生存している牛の流通の防止等について

このことについて、平成 24 年 5 月 15 日付け 24 生畜第 237 号をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長及び食肉鶏卵課長から別添写しのとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内（以下、旧警戒区域という）に生存している牛の流通及び繁殖を防止するため、個々の牛に対しマーキングや個体識別番号の確認の励行について、本会会員へ周知の依頼をしたものです。

なお、旧警戒地域に生存している家畜及びその子孫（以下、対象家畜という）の取扱いについては、本年 4 月 5 日付けで原子力災害対策本部長から新たな指示が発出され、対象家畜のうち牛については、別添のマーキング及び耳標による個体管理を徹底することにより、流通及び繁殖を防止することとなりました。

また、旧警戒地域の牛の確認のために、下記の（独）家畜改良センターのホームページにて牛の個体識別番号を公表（※）し、あわせてこれらの牛の個体識別番号の検索用エクセルファイルを提供するとともに、当該区域で耳標が装着されていない牛については、早急に耳標を装着し、個体識別番号の追加公表を行っていくとのことです。

記

家畜改良センターホームページ URL：　https://www.id.nlbc.go.jp/html/kouhyou.html

※：畜舎内で死亡していたもの等、未だ死亡の確認ができないものがあるため、それらの牛の番号も公表しています。

以上

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会 事業担当　笹川
TEL　03－3475－1601

写

２４生畜第２３７号

平成２４年５月１５日

公益社団法人　日本獣医師会　会長

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

食肉鶏卵課長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内に生存している牛の流通の防止等について

今般、平成24年３月31日時点において、東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内（以下「旧警戒区域」という。）に生存している家畜及びその子孫（以下「対象家畜」という。）の取扱いについて、本年４月５日付けで原子力災害対策本部長から新たな指示が発出され、これにより、対象家畜については、原則安楽死としつつ、出荷、旧警戒区域外への移動及び繁殖の制限等を条件として、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、「通い」による飼養管理が可能となったところです。

対象家畜のうち牛については、別添マーキング及び耳標による個体管理を徹底することにより、旧警戒区域の牛の流通及び繁殖を防止することとしています。

しかしながら、放れ畜の捕獲及びマーキングについては、現在、作業を進めているところであることから、旧警戒区域の牛の確認のために、平成24年３月31日時点において旧警戒区域に存在していた牛の個体識別番号を平成24年５月２日より（独）家畜改良センターのホームページで公表（※１）し、あわせて同センターのホームページで、これらの牛の個体識別番号の検索用エクセルファイルを提供（※２）するとともに、耳標が装着されていない牛（平成24年４月１日以降に出生するものを含む。）については、早急に耳標を装着し、個体識別番号の追加公表を行っていくこととしています。

公益社団法人日本獣医師会
受付
24. 5. 18
第 90 号

つきましては、旧警戒区域の牛の後代の生産を防止するため、マーキングや個体識別番号の確認の励行について、貴職から傘下会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

※１　畜舎内で死亡していたものなど、未だ死亡の確認ができないものがあるため、それらの牛の番号も公表しています。

※２　https://www.id.nlbc.go.jp/html/kouhyou.html

(別添)

マーキング

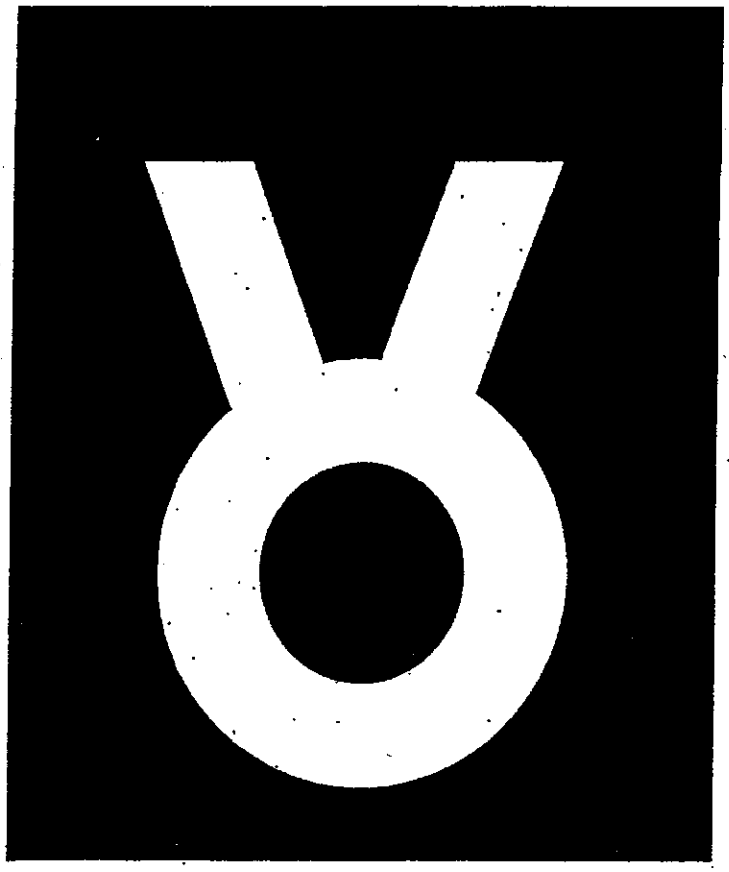

注：黒色は体色、白色はマーキングの色を示す。
体色が黒色でない家畜の場合には、これに準じて明瞭に識別可能なマーキングを実施。